

静岡県経済産業部・交通基盤部所管公共事業事後評価実施要領

第1 目的

静岡県経済産業部及び交通基盤部が所管する農業農村整備事業、森林整備保全事業、草地開発整備事業等及び水産関係公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事後評価を実施する。事後評価は、事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、その結果を同種事業の計画・調査等へ反映することを目的とするものである。

第2 対象とする事業

対象とする事業は、「静岡県経済産業部・交通基盤部所管公共事業再評価実施要領」第2の1に掲げる事業のうち次に掲げる事業を対象とし、別に定める「静岡県経済産業部・交通基盤部所管公共事業事後評価実施要領細目」により実施するものとする。

(1) 事業完了後一定期間経過後の事後評価

ア 事業完了後一定期間が経過した事業

一定期間とは、事業完了後「概ね5年」とする。

イ 審議結果（第5に定める審議結果をいう。以下同じ。）を踏まえ、事後評価の対応方針を下記としたもの。

ア) 事業効果の発現が十分ではないが、今後時間の経過により効果の発現が期待できるとした事業。

イ) 改善措置が必要であると判断し、その措置が講じられた事業。

(2) 実施時期を特定しない事後評価

自然災害の発生や環境への影響、社会経済情勢の変化等により、事業評価実施主体が事後評価を行う必要があると判断した場合は、速やかに実施するものとする。

第3 実施時期

(1) 第2の(1)アの事業にあつては、原則として、当該事業が完了した日から起算して5年を経過した日の属する年度の翌年度末までに実施する。

(2) 第2の(1)イの事業にあつては、事後評価を実施した日から起算して5年を経過した日が属する年度末までに実施する。

第4 実施の手続

(1) 事後評価を実施する際の視点は以下のとおりとし、それぞれについて各事業ごとに適切な評価項目を設定するものとする。

ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化

イ 事業効果の発現状況

ウ 事業により整備された施設の管理状況

エ 事業実施による環境の変化

オ 社会経済情勢等の変化

カ 今後の課題等

(2) 事業評価審査会の設置

事後評価の実施に当たり、「静岡県経済産業部事業評価審査会設置要領」又は「静岡県交通基盤部事業評価審査会設置要領」に基づき設置される事業評価審査会において、事後評価調書等（別添様式）により、対象事業の対応方針（案）の決定等を行うものとする。

第5 方針の決定

知事は、『静岡県事業評価監視委員会設置要綱』に基づき設置される静岡県事業評価監視委員会の意見（以下「審議結果」という。）を聴き、その意見を最大限に尊重して、対象事業の対応方針を決定するものとする。

第6 事後評価結果等の公表

(1) 当該事業の審議結果及び対応方針を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、事後評価の根拠等とともに公表するものとする。

(2) 審議結果を踏まえた改善措置が講じた場合、速やかにその内容について公表するものとする。

附 則

1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

2 この要領の施行に伴い、静岡県農業水産部・環境森林部公共事業事後評価試行要領（平成14年5月1日）は廃止する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。